

ロッカー等を利用した洗濯物の無人取次ぎについて

洗濯物の取次ぎにロッカー等を用いる場合も、**クリーニング業法に基づくクリーニング所の届出が必要です。**

ロッカー等を設置する時は、事前に保健所へ相談した上で届出を行うようにしてください。

開設時に必要な書類

- 開設届
- 構造設備の概要
- ロッカー等の設置場所を明示した位置図又は平面図
- 登記事項証明書（開設者が法人の場合。写しでも可。）
- 取次に用いるロッカー等の構造設備及び管理方法等がわかる資料
- 検査手数料 16,000 円

また、衛生的に洗濯物を取り扱うために、通常の取次ぎ店で行う衛生管理のほかに、次の事項にも留意してください。

全般

- ロッカー等はあらかじめ申し込んだ方のみが利用できるようにしてください。
- 営業者、利用者の双方がロッカー等に収納した洗濯物の種類、数量等を把握できるようにしてください。
- 利用者に対してロッカー等の申し込み時にクリーニング業法第3条の2^{*}の説明をしてください。
※ 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。
- 利用者からの苦情等については、主としてロッカー等の設置者が対応してください。（ロッカー等の設置者以外の事業者が洗濯等を行う場合は、関係事業者間で責任の所在を明確にしてください。）

設置場所・構造設備

- 設置場所は屋内にしてください。やむを得ず、屋外に設置する場合は十分な大きさの屋根がある場所に設置してください。
- ロッカー等は内部が雨、ほこり等で汚れない構造のものにしてください。
- ロッカー等は施錠できる構造とし、盗難防止の方法について検討してください。
- 利用者1名につきロッカー等の1区画（以下「ボックス」という。）を使用し、利用者ごとに洗濯物を完全に区画できる構造にしてください。
- 利用者の見やすい場所に次の事項を掲示してください。
 - ・ 利用できない洗濯物の事項
 - ・ 利用方法
 - ・ 苦情の申出先
 - ・ 洗濯物の処理方法等
- 飲食店等の食品取扱い施設へのロッカー等の設置については、食品衛生法等の基準にも留意してください。

衛生措置等

- 未洗濯の指定洗濯物（タオル、下着等）はロッカー等で受取ができません。（取り扱えない洗濯物については速やかに利用者へ返却する体制を確保してください。）
- 毎日1回以上、ロッカー等から未洗濯物を回収してください。
- 未洗濯物の受取と洗濯済みの物の引渡しを同一のボックスで行う場合、ボックス内に未洗濯物と洗濯済みの物を同時に入れないでください。
- ロッカー等の清掃・消毒を週1回以上行ってください。
ただし、未洗濯物の受取と洗濯済みの物の引渡しを同一のボックスで行う場合は、洗濯済みの物が汚れないよう、未洗濯物の受取ごとにボックス内の清掃・消毒を行ってください。
- 未洗濯物の受取を行う場合は、利用者に専用の袋等に未洗濯物を入れていただく等して、ロッカー等を汚損しないようにしてください。
- 特殊な素材の洗濯物である場合は、必要に応じてクリーニングを行う前に利用者に直接電話等で種類等を確認してください。